



秋田県公報

目次

ページ

訓令

○秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(四・総務課)……………1

訓 令

秋田県教育委員会訓令第四号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

秋田県教育委員会教育長 根 岸 均

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程(平成八年秋田県教育委員会訓令第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二十二号中「45の2」を「55」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄